

魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する
検討会（第13回） 議事録

日 時：令和7年3月3日（月）10時00分～11時20分
場 所：合同庁舎第8号館6階623会議室

開会

展示基本設計（案）について

閉会

（出席者）

田中座長、井上委員、川口委員、川島委員、伏木委員
笹川総合政策推進室長、矢作大臣官房審議官、坂本大臣官房公文書管理課長
鎌田国立公文書館長、山谷国立公文書館理事、泉国立公文書館次長

○田中座長 定刻になりましたので、「第13回魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」を開会いたします。

座長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員全員が出席する予定と聞いております。

それでは早速、本日の議題である展示基本設計（案）の検討に入りたいと思います。

展示基本設計（案）につきまして、内閣府と国立公文書館から説明をお願いします。

はじめに内閣府及び鎌田国立公文書館館長から一言御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○笹川室長 田中座長を始め、委員の皆様におかれましては、昨年2月に「新国立公文書館展示基本構想」を取りまとめていただきました。改めて御礼申し上げます。

その基本構想に沿って、昨年3月に政府の「新国立公文書館展示基本計画」を策定しました。その内容を踏まえて、今年度は、国立公文書館と共に展示基本設計の検討を進めてきたところでございます。

本日お示しいたします展示基本設計（案）では、展示基本構想及び基本計画に示された考え方に沿って、展示内容を検討するとともに、展示構成の工夫や、デジタル展示等の多様な展示手法の活用等に努めることとしております。

委員の皆様からいただいた御意見を参考にしながら、本年5月を目途に基本設計を策定することとしております。皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございました。次に鎌田館長、お願いします。

○鎌田館長 ただいま御紹介がありましたように、「新国立公文書館展示基本計画」を具体化するための基本設計（案）について、内閣府において検討されてまいりましたが、当館といたしましても、これまでの経験を踏まえて、この検討に協力をさせていただいているところであります。

基本計画においても、新館における展示は憲政記念館等との相乗効果を期待しつつも、国立公文書館の展示である以上、公文書や公文書館を身近なものと感じていただき、公文書館や公文書管理の意義・重要性を認識し、さらには公文書等を通じて、我が国の歴史や政策の成り立ちを深掘りするきっかけをつかんでいただくことを重視すべきであるとされています。

今回の基本設計（案）が、展示の内容及び展示手法等について、こうした目的を達するに十分な内容になっているかについて、先生方の忌憚のない御意見を頂き、基本設計（案）をさらによいものにできればと考えています。

新館の展示面積は現在よりはるかに大きくなりますし、来館者の属性にも大きな変化が出るのが予想されています。そのため、実際に展示をしてみて初めて気がつく点も出てくるだろうと思います。

また、展示に係る技術は日進月歩で、イベント系の照明・音響設備については、5年ないし7年で総入れ替えをするという指摘もされているところでありますし、社会状況も不断に変化しています。場合によっては、新館開館までの5年の間にそうした変化が生ずることもあろうかと思えます。

個人的な願望ではありますが、こうしたことに柔軟に対処していくことをお認めいただくとともに、そうした場合の対処の指針等も与えていただければ幸甚ですし、今後とも、必要に応じて先生方の御高見を承る機会が設けられることを願っておりますので、引き続き、よろしく御指導、御協力のほどお願い申し上げます。

○田中座長　ありがとうございました。それでは、坂本課長、お願いいたします。

○坂本課長　それでは、引き続き展示基本設計の概要について御説明をさせていただきます。

冒頭の笹川室長の挨拶にもございましたが、こちらは昨年取りまとめていただいた展示基本構想と展示基本計画に沿って検討しているものでございまして、本年5月に取りまとめをしたいと考えているものでございます。

会議室で御覧いただいている委員の皆様は、資料1の説明資料と資料2のイメージパースが分かれておりますので、恐縮ですが左右に並べて御覧いただければと思います。

まず、資料1の説明資料に目次がございまして、1枚おめくりいただきますと、昨年3月に決定しました展示基本計画の概要を掲載してございます。展示の目的を、公文書の意義・重要性を伝えること、公文書を保存し将来に残すことの意義・重要性を伝えること、我が国の歴史や政策の成り立ちを伝えることの3点といたしまして、その実現のために、展示の基本方針を4点、それから、そのための展示の資料や手法につきましては、文書を展示するのみならず、デジタルを含めた多様な資料や手法を使って展示を行っていくことなどを盛り込んでいるところでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページに展示室等の全体像をお示ししております。

上段の1階の右下、建物中央部分にメインエントランスがございまして、その左奥に来館者用のスペースが2つございます。その隣の階段を下りてまいりますと、下段の地下1階の正面にシンボル展示室がございまして、その隣に企画展示室が2室あり、廊下を挟んで向かいの奥に常設展示室があるという構成になっております。

左下の枠囲みに展示室等の総面積を記載しておりますが、2,200㎡余りということでございます。こちらは来館者用スペースも含んだ数字でございます。

参考にございますが、現在の北の丸本館では1階で常設展示、企画展示を行っておりますが、展示室等に充てている部分が約420㎡ということでございますので、単純に比較はできませんけれども、新館ではかなり広い面積を展示等に活用することができるようになるということでございます。

次の3ページ以降で展示各室の御説明をさせていただきます。

まず3ページがシンボル展示室でございます。基本的な考え方のところがございますが、

検討会で取りまとめていただいたとおり、国立公文書館の所蔵資料を代表し、我が国のあゆみをたどる上で象徴的な公文書である日本国憲法を展示することとしております。あわせて、憲法の制定や公布が我が国の社会・制度に与えた影響についても展示をすることによって、憲法を来館者の方に身近なものに感じてもらえる部屋にしたいと考えているところでございます。

展示の構成と主な展示資料につきましては、まず左の図の赤字で（１）とある、出入口に近いところに日本国憲法を展示したいと考えております。そして、その後ろ側の（２）とある逆Ｕ字型のようにになっている部分でございますが、こちらに前史としての大日本帝国憲法と、それから先ほど申し上げた憲法が我が国の社会・制度に与えた影響ということで、例えば戦後の民法の応急的措置に関する法律や、統治機構に係る国会法、内閣法、裁判所法等を展示していきたいと考えております。

それから、ぐるっと回って裏側の赤字の（３）とある部分でございますが、こうした公文書を残し伝える取組についてもこのシンボル展示室の中で理解していただくために、公文書管理法等を展示していきたいと考えております。

資料２のイメージパースの１ページ目を御覧いただきますと、室内は全体的に曲面的な展示配置をしておりますして、没入感を感じられるようにするということと、また、正面中央のすぐ目に入るところに日本国憲法を据えて、その背景となる逆Ｕ字型の部分は、展示ケースの上の壁面に時代背景等の映像も流していくことを考えておりますして、来館者の目を引くような展示にしたいと考えております。

なお、部屋全体に木や和紙の素材を用いまして、日本的な印象を与える部屋としております。

続きまして、説明資料４ページに常設展示室の全体像がございます。右下の矢印から入りまして、１のプロローグ展示を通過して、続いて２の通史の基本展示を通過して、展示室の中央に３のテーマ別展示の部屋があつて、最後４にエピローグ展示があるという構成になっております。

５ページが、まずプロローグ展示と基本展示でございます。

右側のプロローグ展示でございますが、基本的な考え方のところがございますように、常設展示の導入部として、公文書の重要性や公文書館について紹介するとともに、後に続く展示のガイダンス機能を持たせることを考えております。

こちらもパースを御覧いただきますと、２ページでございますが、映像によりこうした情報を伝える部屋とすることを考えておりますして、壁面を大きく利用して、短い紹介映像をインパクトのある演出で見せていく部屋にしたいと考えているところでございます。

説明資料の左側に、通史の基本展示の説明がございます。基本的な考え方のところがございますが、近代以降の我が国の主だった出来事について記された公文書を、時代区分により時系列に展示することとしております。

展示構成等がございますが、展示スペースは大きく３つの時代区分に分けております。

まず（１）として幕末・明治がございしますが、図中の赤字の（１）とあるところから、右側に展示を見て進んで突き当たるところまででございます。ここでは近代国家の建設に至る過程を、不平等条約の改正や立憲制の確立を中心に展示をしていくこととしておりまして、展示物として考えているものの例として、岩倉使節団の関係文書、また大日本帝国憲法とありますが、これはシンボル展示室に展示をいたしますが、常設展示室で詳しく解説をするというものでございます。

それから、（２）の大正～昭和前半は、図の中で申し上げますと、赤字の（２）とある部分から、右側に展示を見て進んで突き当たったところまででございます。こちらでは立憲制の下での近代化の進展等について解説をするということ、また、第二次世界大戦の終結までの政治・外交の動きや諸外国との関係について概観をし、国際社会との対立や戦争に至る過程、戦争中の出来事等にも触れつつ展示を行うこととしております。

展示物として考えているものの例でございますが、関東大震災からの復興計画、２・２６事件の軍法会議の文書、それから終戦の詔書といったものがございします。

最後に（３）の昭和後半～令和、現代に至るまででございますが、図中の赤字の（３）から左側に展示を見て、突き当たりまででございます。ここでは我が国が戦後の復興から国際社会への復帰を果たし、国際社会で責任のある地位を築いているといったことを展示していくことを考えております。

展示物として考えている例といたしまして、日本国憲法、これは常設展示室で詳しく解説をするもの、それから、沖縄返還、サミットの関係資料、東日本大震災等を考えているところでございます。

パースの３ページを御覧いただきますと、右側の壁が幕末・明治期の展示の部分でございます。説明資料の図で言えば、赤字の（１）から見ている絵ということになります。壁面が白い波のようになっておりますけれども、日本の歴史の積み重ねを公文書の和紙の重なりに見立てて空間を演出しているものでございます。

展示については、文書の展示にあわせまして、写真や映像、デジタル展示、それからハンズオンや引き出しも見えておりますけれども、そうした展示を活用して、分かりやすく関心や理解につながるような展示をしていきたいと考えております。

もう一枚パースをつけておりまして、４ページ、こちらは図で言いますと（２）から手前のほうを見ている絵でございますけれども、右側が大正～昭和前半の展示になっておりまして、向かって奥の窪みのようなところに終戦の詔書とありますが、その解説で区切りとなっております。少し戻って左側の壁は、日本国憲法から始まっておりますが、こちらは昭和後半から、奥のほうの平成や令和につながっていくということでございます。

続きまして、６ページのテーマ別展示についての説明でございます。

基本的な考え方がございますが、国立公文書館の代表的な資料群の中から来館者に身近なテーマを設定しまして、深掘りをした展示を行っていくものでございます。

あわせて、国立公文書館が、行政機関からの移管文書を最も多く保存しておりますけれ

ども、江戸幕府から引き継いだ内閣文庫、それから、裁判関係文書、叙位叙勲等個人に関する記録なども保存しておりまして、そうした多様な記録を保存しているということを紹介できる展示にしたいと考えております。

また、左の図の展示室から廊下を挟んだ向かいに検索スペースも設けておりまして、こうしたところで公文書に親しむことのできるようにすることを考えております。

展示室全体を公文書館の書庫に見立てまして、そうした様々な文書を探索していく、そのような演出で部屋を構成しているものでございます。

こちらもパースを御覧いただきますと、5ページ、入り口のほうから奥を見た絵でございますが、部屋全体に公文書のレリーフやレプリカを配置しまして、書庫に見立てております。入り口の左右の書棚にタッチ式のサイネージがございますけれども、右側は展示室のコンセプトや展示内容を概観するようなサイネージ、左側の小さなサイネージは、展示中のテーマの情報を閲覧したり、深掘り検索をしたりといったことができるようにするものでございます。

入り口からずっと奥の正面に大型のサイネージがあって、少しカラフルな図面が投影されていますけれども、江戸時代の国絵図等を実物大で見たり、あるいは拡大して見たりできるようにして、視覚的にも楽しめる展示にしたいと考えております。

パースをもう一枚つけておりまして、6ページでございますが、こちらは展示室の中央から横に見た絵でございますが、展示ケースのところでは、文書の展示に加えまして、写真や映像等によって楽しめる展示にすることを考えております。

説明資料7ページのエピローグ展示でございます。こちらは特に子供や若者も意識しまして、少し柔らかな展示室にしたいと考えております。基本的な考え方のところがございますが、ここでは公文書の展示を観覧してきた最後にエピローグとして、それを保存する国立公文書館の役割や歴史、業務を紹介するのと併せまして、例えば公文書にまつわるクイズにチャレンジしたり、あるいは中央をソファのスペースにしておりまして、子供向けの企画を行ったり、また写真撮影を行ったりと、多目的に使用できるスペースにしたいと考えております。

こちらイメージパースを御覧いただきますと、7ページでございます。両壁面に大きく映像を演出しまして、タッチパネルやモニターを配置し、右側の壁は公文書館の役割や歴史、業務を紹介しているものでございまして、左側の壁は様々な情報を投影したり、子供がタッチパネルに触って楽しんだりということができるようになりたいと考えております。

また、中央をソファにしておりますが、企画を行ったり、あるいはクラスなどで展示を見た後に振り返りをしたりといったことに活用できるスペースにしたいと考えております。

最後に、説明資料の8ページでございますが、企画展示室と来館者用スペースの説明がございます。

企画展示室は、基本的な考え方がございますが、企画展や特別展等を実施するほか、展

示に使用していない期間には、セミナー等のほかの目的にも利用できるようにし、併せて他機関の展示会等に貸出し等もできるようにしたいと考えておりまして、このため、汎用性の高い展示ケースを導入し、また、レイアウト変更も可能にしまして、柔軟に運用できるような展示室にしたいと考えております。

来館者用スペースは1階にございますが、2つ部屋がございます。来館者用スペース1は憲政記念館と共用でございまして、少し広い部屋になっておりますが、学校団体等が来館した際に、ガイダンスを実施したり、昼食をとったりすることが可能な空間にしたいと考えております。

来館者用スペース2のほうは国立公文書館の専用スペースでございまして、カフェの向かいにありまして、カフェ利用者等が休憩スペースとして利用することができる等の空間にしたいと考えております。

こちらイメージパースを御覧いただきますと、まず8ページに企画展示室のパースがございます。企画展等ごとにレイアウトを変更していくため、これは一例でございますけれども、中央に仕切りを入れた場合のイメージでございます。こうした部屋が2室あるということでございます。

9ページに来館者用スペース1のパースがございます。こちらには広い部屋に机や椅子を多数配置しまして、集団でも使える部屋にすることを考えております。

10ページに来館者用スペース2のパースがございますが、カフェ利用者等が個人で座ってくつろげるような空間にしたいと考えております。

以上、展示設計（案）の御説明をしてまいりましたが、検討の過程では子供に国立公文書館の現在の展示を見てもらったりするなど、いろいろ試みながら進めてきたところでございます。

最後に、説明資料の9ページでございまして、今後の開館までのスケジュールがございました。

一番上の段が新館整備でございまして、建築工事の事業者が決まりまして、来年度から工事が本格化していくということでございます。

真ん中の段が展示のスケジュールでございまして、現在、令和6年度の基本設計の段階にございまして、令和7年度は5月に取りまとめましたら直ちに実施設計に入って、令和8年度にかけて完成し、改めて入札を行い、令和9年度から展示の工事・製作に入っていく、令和11年度末の開館に向けて準備を進めたいと考えているところでございます。

以上、展示基本設計（案）の概要の御説明でございました。よろしく願いいたします。
○田中座長　ありがとうございました。

ただいま基本設計（案）につきまして詳細な説明をいただきました。これから自由な意見交換をしたいと思いますが、包括的にやっても結構ですし、またはシンボル展示について意見を交換して、それから基本展示というように分けていくか、両方の方法があると思いますが、最初に、一番のメインであるシンボル展示につきまして、御出席の委員の方か

ら御意見、御質問とかをお伺いするような形で進めたいと思います。最初に川口委員、よろしくをお願いします。

○川口委員 シンボル展示のところで、和の要素である木、和紙の素材を用いるとあるのですけれども、なぜ和紙なのかということを考えて、もう少し深めるといいのではないかなと思っております。日本的な印象を与える意匠とあり、それはそのとおりだと思いますが、国立公文書館としてはもう一歩きちんと説明の材料を持っていたほうがいいと思います。和紙が悪いというわけではないのですけれども、言ってみれば安易というか、雰囲気で日本的と言っているように少し聞こえてしまいます。なぜかという、そもそもここでは近代以降の話をしているからです。そうすると和紙ではなくて洋紙だと思いますので、ちぐはぐな印象を与えることになります。

個人的にはこの検討会の中でもずっと、近代以降ではなく、それ以前の日本の国の歴史や文書についても取り上げていただきたいと言ってきましたので、別に和紙が悪いという話では全然ないのですが、ただ説明できるようになっていないという感じを受けます。日本的な意匠ということだけでいいのかどうかについては深く考えて、なぜ和紙かということとちゃんと説明できるようなことで取り組んでいただければと思っています。

もう一点あります。（１）で「日本国憲法」、そして（２）で「我が国の社会・制度に与えた影響」とあり、これはこれでいいと思いますが、日本国憲法の関連では、展示基本計画でも述べていたように、その制定に至る過程を多角的に示すような資料も展示してはいいかなと思います。経緯にまつわる文書は、もしかすると国立公文書館よりも国立国会図書館等の他の施設にも多数あるとは思いますが、少なくとも国立公文書館にも何らかの所蔵があると思いますので、手続の資料であってもいいので、何かしらの形でその経緯が示されるといいのではないかなと思います。

というのも、ただ憲法を信仰の対象のように仰々しく展示で見せられても全体や背景が見えないからです。この後の展開については（２）で考えていらっしゃるの、そこはすごくよいと思いますが、それに至るプロセスもあるといいのかなと思います。

同じことですが、大日本帝国憲法を改正するというところの文書類を示していただければと思っています。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。それでは、伏木委員、お願いします。

○伏木委員 資料ありがとうございます。とてもわくわくしてきました。とても楽しみになってきましたが、私、川口委員とは違う角度から意見を言わせていただきます。今はまだ工事着工前なので、かなり非現実的に聞こえる部分もあるかもしれませんが、申し上げたいと思います。

まず、事前に事務局には連絡をしましたが、これからあと４～５年先にできる施設で、この時代の中でどういう展示・運営の在り方が必要かというときに、私はデジタル技術の粋を集めたもの、時代の先端に行くようなものが国立公文書館にあるべきだろうと考え

ています。

そういう観点から考えたときに、1つ目にVRやAR技術を活用するという戦略が世の中ではもう具体化してきました。そうするとVRツアーや、ARガイド、それから、直接国立公文書館に来られない人のためのバーチャルアーカイブ等の装置が設置されることで、公文書というものに対してより身近に、そして、この貴重な財産を国民が享受できるようにしていくという仕掛けを入れるとすると、シンボル展示の中に、そういうことができるんだというか、日本の歴史の中の重要部分を見せるというよりも、これからの公文書館の使い方、利用の仕方、そこまで発展したことができるというような、アクセスに対するガイドツアーになるような、そのようなものがシンボル展示にあってもいいのではないかというのがまず1点目です。

これはシンボル展示室だけでなく全体に関わることですけれども、例えば公文書館に歴史の通史を学びに来たいだろうかということについて、私は、学校関係者にそのニーズはないと思います。そうではなくて、通史、歴史の中で何か残っている、保存されている貴重な文書を見たい、また、情報が拡散し、錯綜するこの時代に、ファクトとリアルが分からなくなってしまって、情報が子供達も見分けにくくなる時代に、公文書館だけは真の情報がある。誤った情報でなく一次資料があるというようなことがますます重要になってくると思います。

なので、国立公文書館に来てから、例えば概要説明のようなものはあるべきだと思いますが、その中からもう少し踏み込んで、原本資料を見たいときには、QRコードが貼ってあって、そこにアクセスすると手持ちのスマホで見られる、あるいは、館内の入り口で予約配布をした形で、タブレットを見ながら館内を閲覧できる、学べる、そういう装置がシンボル展示からあるといいのかなという気がしています。

QRコードで用意するというのは、施設側が事前に設計するものですが、これは定期的に変更も可能ですから、予算的にもいろいろとランニングコストの面でもいいと思いますが、今は学校現場も、教師が与えた資料の中で全部を考えるという時代を超えつつあるのです。子供も情報を取り込んで、お互いにその情報の真偽を確かめながら議論して、理解をし合っていく、意見を作っていくというような時代にもう入り始めているわけです。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現というのが中教審からも出ており、今、現場はその実践研究が始まっています。そういうことからすると、国立公文書館に来て得られる情報は全て施設側が用意した壁面を見る、あるいはペーパーに書いてあるだけではなくて、そこからQRコードで入っていくだけではなくて、AIがガイドして何かに踏み込んでいけるような発展性のある展示スペースがあると、来なくなる人は多いだろうと思います。

そうすると、どこでもあるような10分ビデオを一緒に見ていくなどにはありうると思いますが、コーナーを作り込んで、展示物を貼り込んでというこれまでの常識を少し覆して、スペースを用意して、VRゴーグルをはめると、自分で選択してその時代の世界に入り込ん

で、その情報が見られる、何十人もが一度に大きなパネルを一緒に見るというこれまでの形態ではなく、それぞれがバーチャルの世界の中に入って、自分がもっと深めたい、もっと知りたいところにどんどん入り込んでいくというような展示の空間が、全部ではなくていいが、どこかにあるとよいと思います。

その予告のようなものが、シンボル展示室の中に、館の使い方等できることが少しイメージできるようなものがあって、没入体験的に、古代の歴史空間の中に入っていきようなものはどこかのコーナーで用意するなど、予算のこともあるので、今、勝手なことを申し上げていますが、このようなことを視野に入れながら考えると、空間の作り方、設計後においても応用可能な形の空間の可能性があるかなと思いました。

○田中座長 ありがとうございます。井上委員、お願いします。

○井上委員 シンボル展示については、私も制定の経緯をしっかり入れていく必要があるのではないかと思います。（２）の展示で、入り口から右側の真ん中までを制定の経緯にして、その後、左側から下のほうに行くまでは制定による影響というようにしてもよいかと思います。

和紙についてお話がありましたが、文書の修復の際に和紙等も使われていかと思いますので、そうしたことも交えて説明をすることで、来館者になるほどと思っただけなのではないかと思っております。

（３）の公文書を残し伝える取組については、国立公文書館で必須の展示かと思いますが、シンボル展示室の中で具体的にどういうものを見せていくかということについて、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。公文書管理法の制定過程に関わる公文書等を示すだけですと、あまり来館者にアピールするところがないような気がします。（３）の展示を魅力的なものにしていくことが課題の一つだと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、私のほうからも簡単に申し上げます。今、このような基本設計（案）をまとめていただきまして、ありがとうございます。皆さんが十分に時間をかけて練られたなという気がしますし、考える上で国会の隣にある象徴的な日本の政治の中枢にある場所に、これから何十年、場合によっては100年以上も残る施設をこれから我々がつくって、展示をしていくということを考えると、この建物の象徴性、そしてシンボル展示の意味合いはとても大事だと思っています。なので、希望としましては、長年もつ、何十年来てもなるほどなという展示をしていただければと思っていますし、私は行きませんが、アメリカの公文書館の重厚な雰囲気のように、いろいろな各世代層の人が、何百年にもわたり、公文書館に来て、アメリカの憲法があり、独立宣言があるというようなことを感じられる、文書を伝えてきた先人たちの思いや、その国の歴史に思い致す場所であるのが望ましいのかなとは考えております。

日本国憲法のレプリカか原本かは別として、展示物を置くとして、ぜひ伝えられてきた

紙の大事さ、紙の質感というものが分かるような、そこには憲法制定の経緯もあれば、それを修復する努力も全部入っていると思いますので、そこはぜひ大事にしてほしいということを感じています。

というのは、どうしてもこのような展示をすると、先ほど伏木委員の話もあって、もちろんよく分かる部分も多々あるのですが、リアルな紙がなくてこの国立公文書館の展示室をつくると、一体この館は何のためにあるのだろうかという、そもそもの根源的な部分が出てくるのではないかと思います。つまり、紙の資料を何百年引き継いできて、そこには真実が書いてあり、そのときにつくった人が一生懸命ファクトを書いてきたというものの積み重ねが、この公文書館の積み重ねであり、存在価値だと思いますので、もちろん今の時代、当然デジタルを多く使うのはよく分かりますが、紙というものがあつたんだ、紙がベースなんだということをぜひ展示のいろいろなものを考える際のベースとしていただければいいなと思っております。

先ほど川口委員や井上委員がおっしゃったように、憲法制定の経緯も大事であり、憲法が果たした役割を視覚的に伝えるということも大事だと思います。特にシンボル展示室は、階段を降りてきて、これは何の館なんだろうかということに来館者が思ったときに、国立公文書館なんだということを思い致せる、思いつく、そういう思いに達することができる場であるべきだと思いますので、ある程度の明るさも大事ですが、重さ、重厚感のようなものもぜひ頭の片隅に入れておいて、設計していただければと考えている次第であります。

全体的にはU字の構成等は非常に多面的に壁面を使っていますし、かなり情報量も多いから、面白いと思っています。そこは更にブラッシュアップしていただいて、よりよい実施設計をつくっていただければいいなと感じる次第であります。

シンボル展示室についてさらに御意見ありますか。

○川口委員 井上委員がおっしゃった（３）のことですけれども、公文書管理法だけでは物足りないのではないかと思います。私も確かにシンボル展示と言った場合に、公文書管理法は非常に重要なことですが、国立公文書館に来て、それこそ紙の資料が保管されている場所であるということを示すのだとすれば、例えばなぜ国立公文書館があるのかという資料、あるいはどうしていろいろなコレクションが集まってきたのかという移管の経緯もたぶんあると思いますが、そのような資料等も検討いただけるといいのではないかと思います。

○田中座長 ありがとうございます。ほかに追加の御意見はありますか。

○川口委員 日本国憲法は通年で常設ですか。それとも、時期でレプリカを展示したり、5月の前後には原本を展示したりする等の運用をされるのですか。

○山谷理事 レプリカを展示するというのが基本でございまして、記念日等で一定期間原本を展示するということを考えています。というのは、光や温度には非常に弱い性質がございまして、世界的に見てもそんなに原本展示をずっと続けているところはあまりないのではないかと思います。

○川口委員 その状況は大変理解できるのですけれども、一方で、田中座長がおっしゃっているように、紙の質感やオリジナルだということも大事だと思いますので、レプリカを展示するときは、これはレプリカですとはっきり言っていただき、オリジナルのときには、本当に戦後の紙のない時代、物のない時代ということがすごく出ていると思いますので、それをちゃんと見せるように、ちゃんと使い分けをされるといいのではないかと僭越ながら思います。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、次に常設展示室、プロローグ展示からエピローグ展示まで含めて、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

では、今度は、伏木委員からお願いします。

○伏木委員 先ほどの話と同じようなことを申し上げるかもしれませんが、原本があるということを大事にしつつ、全部を出すわけにもいかず、全部を見せるわけにもいかないので、そこから発展するものをQRコードで手元のタブレットで見ることができたり、原本を見たいときには、こういう手続で、こういう機会に見られたりというようにつながっていく見方を想定できないかということです。全部をデジタルにしてほしいとは全く思っていないわけで、現代の技術、これからの技術を使って、原本を見る機会が少ない人でも、国立公文書館の資料を見られるという立てつけは考えていくべきだろうと思っています。

先ほど少し申し上げた、例えばARガイドのようなもの、幾つかの国の施設でありますけれども、その場所に行って、原本がガラス張りに入っているところにかざすと、関連する情報が、バーチャルなもので浮き上がって出てくる等の技術はもう始まっているわけですので、そのようなものを入れながら展示すると、子供から年配の方まで、様々な世代に合わせた工夫というものが新たにあり、見やすくなる、親しみを持ちやすくなるという効果が可能になるのではないかと思います。

それから、先ほども申し上げましたけれども、国立公文書館に来ないと見られないという限界があります。私は今朝、かなりの雪の中、長野から出てきました。まだ長野は新幹線で来られますが、全国の過疎地域に住んでいる方々にも公文書館の財産をもう少し身近にアクセスしていただきたいし、アクセスできるようにすべきだと思います。今までは限界がありましたが、こういう時代になったからこそ、地方に住んでいる人たちにも国立公文書館の財産がもう少し手軽にアクセスできるようにするためには、今もありますけれども、バーチャルアーカイブのようなものを、今は立体化できるし、少し技術を重ねると没入体験ができる時代になっているので、期間限定でもいいので、どこかのブースでそういうものがあると、いろいろな人たちの裾野を広げられる、利用者を増やしていくことにつながるのではないかなと思います。

その他に、デジタル公文書解析というものもあり、来館者が古い公文書をスキャンすると、AIが読み取って解説してくれるというようなことも始まっています。私は古文書は読

めないですが、古い時代の日記や、古文書が読めるようになるとうれしいなというのがあります。現在、そういうことは技術的にできるようになってきて、国立公文書館に来るとAI解析で文書を自分で探して読めるという体験ができれば、大変すてきだと思っています。

もう一つだけ付け加えると、公文書の市民参加型アーカイブという提案をさせていただいたのですけれども、私たちが公文書とどうやって付き合っていくかというときに、調べる必要があって、過去の資料にアクセスして、見つけて、それを引用していくということをしてきましたけれども、今、それぞれの御家族や自分の歴史、資料と重ねながら、自分の歴史、資料のようなもの、パーソナルなものを作っていくといった試みがアイデアとしてあるだろうなと思っており、国立公文書館に来ると古い資料に出会えて、貴重な資料を見られたという体験だけではなく、その過去の資料、自分の住んでいる地域かもしれないが、あるいは自分の関係している外国の時代のことかもしれないが、それと自分の生きざまとを重ねて、自分史のようなものを簡単にできる時代になってきたので、そういうプラットフォームや参加型のものがあるとよいと思います。クイズ等はまだ卒業ではないかなと思っています。歴史、文書を通じて自分の経験が重なっていくようなモデルができるコーナーが、展示の体験コーナーのようなところでいいのではないかなと思いました。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。では、川口委員、お願いします。

○川口委員 先ほど伏木委員が、国立公文書館に日本の歴史を見るニーズはないのではないかとおっしゃっていました。

○伏木委員 はい、通史を学びに来るというニーズはないという意味です。

○川口委員 私もそこは同感です。紙一重の違いだと思いますが、公文書で通史を示すことになっていますが、そのように公文書が手段というのではなく、公文書自体を見る、記録自体を見るという場のほうがいいと思います。結果的に展示物等はそれほど変わらないかもしれないのですけれども、パネルの説明等は工夫が必要かなとは思っています。単に歴史上、こういうことがありましたという出来事を語るのではなく、記録によって説明ができるなど、記録に焦点を当てた説明の仕方が重要なのではないかと思います。展示の発想の転換、立場の転換が重要かなと思っています。日本史の教科書と同じように歴史を並べるだけではなく、きちんと資料を展示することがやはり歴史系の博物館とは違う公文書館ならではの展示ではないかということを改めて強調したいと思います。

全般的に、またテーマ別のところで特に、「国立公文書館が多様な記録を保存していることを紹介」とあり、ずっと私も強調させていただいていますけれども、公文書がありますということだけではなく、どうしてそのような成り立ちになってきたか、もちろん偶然等も重なると思いますが、公文書館のコレクションがどのように成り立ってきたのかという説明の仕方も必要だと思います。

今日も今度の令和7年春の特別展「書物がひらく泰平—江戸時代の出版文化—」展のチラシを拝見すると、それぞれ内務省旧蔵、紅葉山文庫旧蔵、昌平坂学問所旧蔵とあります

が、それだけだと十分に理解が及ばないので、どうしてそういうことになっているのかについて、更に説明が加わると、記録について考えることになる、公文書館について考えることにつながるのかなと思いました。

エピローグ展示で様々なアイデアが伏木委員から出てきて、私はそのようなアイデアはないのですけれども、ただ、エピローグ展示で改めて記録ということがどういうことか考えることを促すことが大事かなと思います。公文書館のモットーとして記録を守り伝えるということがあるわけですから、公文書が記録であるということも改めて最後エピローグで締めて、それを持ち帰ってもらうきっかけになるといいのではないかなと思っています。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。次に、井上委員、お願いします。

○井上委員 全体的な観点から申しますと、展示については「こども・若者に分かりやすい展示」、「全ての来館者等に配慮した展示」、3番目が「『関心』『理解』『学び』につながる展示」、4番目が「視点の多様性等を備えた展示」という4つの基本方針があります。子供や車椅子の来館者等がイメージパースに描かれており、多数派の健常者の大人をメインにしたものではなく、様々な属性の来館者を意識して計画されているということはよく分かりました。

ただ、属性の多様性に応じて、求められる対応の仕方が様々であり、それぞれの属性ごとに十分に配慮された計画になるようどのような確認をされているのか伺いたいと思います。

もう一点、海外からの来館者については、歴史観、価値観等、そして前提知識も異なります。こうした方々に関心、理解、学び、そして日本で育ち日本に住んでいる人との対話につながるような展示、説明がどういうふうにできるのか、非常に重要なところになってくるかなと思います。

現在、インバウンドの観光客が増えております。新館にも、海外の方にたくさん来ていただいて、日本についての理解を深めていただくために、海外からの来館者への対応を今後どうするのかということをもう少し具体化したら教えていただきたいと思っています。

以上です。

○田中座長 今、2点の御質問がありましたので、国立公文書館から1点目の障害者を含めた多様な属性の方に応じた対応と、2点目の海外の方への対応の仕方について、御意見、御見解があれば説明いただけますか。

○泉次長 今回の基本設計に当たっては、株式会社丹青社にお願いしてありまして、丹青社と協力しまして、幅広い年齢層、視覚や聴覚の障害をお持ちの方、それから車椅子を利用されている方、また外国の方にも実際にお越しいただいて、今の展示で足りない部分等の洗い出しは行っているところでございます。

今後実施設計、それから展示工事・製作と進んでいきますけれども、その中でそういったインクルーシブ対応についても活かしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○田中座長 井上委員、お願いします。

○井上委員 海外の方については、言語の問題だけでなく、より深い理解をしていただくような説明とはどうあるべきなのかという問題もあります。非常に難しいと思うのですが、このあたりについても検討を深めていただければと思っております。

○田中座長 私からも簡単に申し上げます。常設展示室は、様々な空間を使った展示の仕方だと思っており、様々な歴史についても慎重に対応されていくのだと思っています。

一点、井上委員の話とも関わりますが、特に戦争について、日本の視点とは違う視点が当然あるわけなので、そこのバランスの取り方、特にこれからインバウンドが増えてくると、展示の在り方で無用な論争と対立というのは避けるべきだと思いますし、ある程度幅広い視点を包含する必要があると思っていますので、戦争についての様々な見方があり、何をどこまでというのは、当然非常に慎重な対応は必要だと思うのですが、少なくとも一方的な日本だけの主観ではないかと言われることがないような、日本が世界に誇る国立公文書館となるような展示への御配慮をお願いしたいというのがあります。

それから、もう一点が、先ほどの部分と若干重なる部分があるのですが、テーマ別展示でレプリカや書庫のイメージがあって、デジタルサイネージを並べるという感じなのですが、少しお伺いしたいと思ったのが、デジタルサイネージの部分はかなり限られているので、情報量があまり多くならないのではないか。つまり、せっかくテーマ別で展示しているにもかかわらず、何か所かでしか情報を提示できないのかという不安感が少しあるので、書庫のイメージは大事だと思いますが、テーマ別展示ではそれなりの情報量、それはデジタルでも何でも構わないのですが、これがずっと出てくると展示ができるものが限られてしまうのではないのかなということは不安感、懸念として感じました。

また、エピローグ展示、プロローグ展示もですが、当然映像を使った展示ということになると思いますが、先ほどの伏木委員の話とも重なりますが、これから5年後に開館すると、展示を5年、7年ぐらいで入れ替えないと、今から10年ぐらい先の技術を見越した展示を作るときに、どういうものがあるのか、どうしても陳腐化してしまうのではないかと不安感があります。これは、デジタルに入れば入るほど変化が激しいものですから、陳腐化が激しいと思っていますので、デジタルの部分とある意味でリアルの部分、紙の部分とのバランス感にも配慮が必要です。つまり、常設展示室のプロローグやエピローグの展示全部が壁面の映像を使うというのは少しいかがかということを感じた次第であります。

以上です。

川島委員、シンボル展示室と常設展示室の基本設計（案）についての御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。

○川島委員 事前の説明の話を前提にしてお話をしたく思います。もともとシンボル展示について、旧憲法、新憲法を並べるという話がありました。それが今回、新憲法中心になったことは別にいいのですが、事前に頂いた資料の段階でも、近代史の部分につい

て、疑問を呈しました。特に、挙げられていた近代史部分の項目について、重要度にばらつきがあるように感じられました。専門家が入って検討されたのかどうか疑問でした。つまり、教科書であれば通常、章のレベル、節のレベル、項のレベル等があり、それぞれ見出しが立てられるのですが、頂いた資料の近代史の展示についての項目は、それぞれのレベルの言葉が混ざっていると感じました。近代史の専門家であれば、あのような並べ方はしないのではないかと感じ、少し心配になりました。国立公文書館にたくさんの専門家はいらっしゃるので、大丈夫ならばいいのですけれども。

また、少し話題になっていたように、戦争の部分、植民地支配の部分の展示に疑問がありました。挙がっている項目は2.26事件だけでした。アメリカであれば、先住民の話があり、彼らが自らの歴史を批判的に振り返る部分があり、カナダでも同様に先住民の展示が重視されていました。無論、そうした批判的展示が十分であるかについては議論があるにしても、そうした展示をなくしてしまったり、すごく薄めたりすることは、逆効果になるわけです。これは世界の記憶、世界遺産をめぐる議論でも同様で、申請段階でネガティブなものをあえて書かなかつたら、後から大きな問題になるのです。そのようなことにならないように、しっかり展示して、むしろディフェンスすることが必要になるのです。それは何もかも日本を悪くするとか、自虐主観に基づくという話では全くなく、きちんとした議論でディフェンスをすればいいということです。むしろ書かない、捨象するというのが一番よくないのではないのでしょうか。この問題について、日本はこういう取組をしてきている、このときに日本はこういう考えだったということをしっかり展示してはどうでしょうか。そして、敏感な部分の項目立てをあまり下げ過ぎるのもよくない。もちろん日本国憲法レベルに上る必要は全くありませんけれども、しっかりと書いているという印象を来館者、とりわけ外国からの来館者に与えるべきではないかと思うのが1点です。

2点目は今、田中座長がおっしゃったとおりです。デジタル部分について、大変な勢いで進歩しているので、更新ができないような形ではなく、常にその時々技術でもって更新できるようなシステムにしておくことが必要です。常に更新できるような設計をしていただきたいと思います。

以上2点でございます。もしお答えがあればお願いします。

○田中座長　ありがとうございました。伏木委員、よろしくお願いします。

○伏木委員　追加の意見なのですが、先ほど井上委員からあった海外の方向けの配慮については、私も全くそのとおりだと思いました。私も来週フィンランドにまた行きますけれども、フィンランド語は全然できませんけれど、簡単な機械を持っていくと会話が全部できてしまうのです。このような時代なので多言語には対応できると思うのですが、それぞれの国の歴史の前提など、その理解の仕方をガイドするような資料が同時にあるべきだろうと、井上委員の御意見に全く賛成です。

それと同時に、国際化への対応について、公文書館の在り方、何をもって公文書として記録で残していくのかという考え方も、私どもは様々な国へ行かせていただいて、若干違

いがありますよね。そこも同時に展示していくことが大事だと思うのが1点です。

2点目は、アーキビストの大事さや養成などのコーナーはありますか。公文書を管理し大事にして、残すべき資料を選ぶなどをするプロや専門家をもっともっと養成していく、そういう場所が国立公文書館であっていいのではないかと思います。

最後に、田中座長と川島委員からお話がありましたけれども、私はデジタルの環境を推奨すべきだと最初からも申し上げていますが、今のデジタル環境は、作り込んだらそれで終わるものではなくて、常に更新できることがアナログにはできなかった今の最先端のデジタルなので、今はデジタルという意味は上書きができていくものなのです。そのような形で積極的に様々な環境の人、様々な場所に住んでいる人、様々なハンディキャップのある人もアクセスできるような、そんな国立公文書館の展示・運営の在り方、御考慮いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、最後に来館者用スペースを含めた部分と、最初に鎌田館長からありましたように、今後の実施設計後の様々な柔軟性の問題、基本計画をどう解釈するかを含めてについての御意見、御質問がありましたらよろしく願いいたします。今までの部分と重なっても構いません。

○川口委員 少しずれてしまうかもしれないのですが、来館者用スペースとあり、基本的に展示を見に来た来館者向けのスペースだろうと理解しているのですが、そして、本検討会が展示の在り方をベースとする会議体であることも重々承知しているのですが、新しい国立公文書館は展示の機能だけではなく、公文書館としての役割もあり、研究利用での来館者もいらっしゃると思いますので、もしよければ、今後研究利用の来館者も含めた形で計画を練っていただき、もし機会があれば教えていただけるとありがたいと思っております。

○田中座長 伏木委員。お願いします。

○伏木委員 考え方は少し難しいとは思っています。きっと休憩スペースも必要なのだろうし、喫茶スペースのような場所も求められるのでしょうけれども、国立公文書館で資料に出会った人が、もう少しじっくり手元で読んだり、考えたり、誰かと議論したりということに使うのか、QRコードで見たものをプリントアウトするコーナーがあるか、別のダウンロードの方法があるか、さらにそこでじっくり見て勉強し浸っていくことができるのかなどを考えると、個別スペースのような場所が必要になるだろうし、どこまで対応するのか。長時間滞在されて困るようなことがあれば、それはまた問題だと思いますが、どのような用途まで求めるのですか。喫茶などもやはり必要ですか。団体が来たときに、団体が一緒になって誰かの話を聞く、アーキビストとそこで出会う空間があるなど優先順位が私は分からないので、目的を絞らないと本当に多様なニーズがあるだろうと思いました。場合によっては、電源コンセントなども必要なのかもしれない。

○田中座長 これは国立公文書館でお答えがあればお願いします。つまり、展示とは別に研究者用のスペースは別途あるということですね。

○坂本課長 閲覧室が地下2階にまた別にあります、当然動線が交錯したりするところもありますので、その点は川口委員がおっしゃったように、運用の中で考えていきたいと思っております。

○田中座長 次に、井上委員、御意見がありましたらよろしくお願いします。

○井上委員 今の伏木委員のお話と重なるところなのですが、来館者用スペースが1と2ということで設計されています。修学旅行等でグループで来館する、あるいは海外の方がツアーで来館する、国会議員が支援者のグループと来館するというようなこともあると思うのですが、その場合に来館者用スペースというのは、グループごとに使うということではできないのでしょうか。グループが来たときの対応はどうなっていたのか、部屋は他にはもう全くないのか、教えていただければと思います。体験支援室で一部、修学旅行生等が説明を受けるというようなことはあるのかもしれませんが、それ以外にグループ用の部屋は用意されているのでしょうか。一度に多くのグループが重なることがあるか、来館者の予想や予測とも関連いたしますが、この点、もう一度教えていただけますか。

○田中座長 坂本課長、よろしくお願いします。

○坂本課長 説明資料の2ページを御覧いただきたいと思います。上段の1階のほうでございしますが、今回の展示設計の対象ではないのですけれども、左端に体験支援室というスペースがございまして、先ほど伏木委員からアーキビストと出会う空間といったお話がありましたけれども、例えばアーキビストの業務の体験、あるいは公文書の修復の体験、様々考えられると思いますけれども、そうした体験支援等をこの部屋で行っていきたいと考えております。

来館者用スペースの運用について、国立公文書館から何かありますか。

○泉次長 来館者用スペース1については、修学旅行生が来ることを前提としておりまして、食事ができるというのが非常にニーズとして大きいので、そういうことに活用していくのかなと思っております。

また、そういう少人数のクラス単位で来られるような場合は、先ほど御説明しましたけれども、常設展示室の奥のほうにありますエピログ展示の部分、空きの状況を見ながら、こういうところで所蔵資料を間近に見ながら、少し集まって少しレクチャーをしたりとかいうこともできますし、場合によっては企画展示室が空いていれば、その一部を少しつくって、セミナー形式のイベントをやる等の対応はできるのかなとは思っておりまして、そういう意味でも、エピログ展示とかも多目的に利用できるように、今回の資料にも反映しているところでございます。

補足は以上になります。

○田中座長 ありがとうございます。井上委員、よろしくお願いします。

○井上委員 修学旅行等のグループ等の来館が重なることがあるのかといった予測を前提

に、こういう計画になっているのだと思いますので、それで吸収できるということであれば結構です。ありがとうございます。

○田中座長 川島委員、よろしくお願いします。

○川島委員 ハードとソフトがどのように関連するのかということがあります。つまり、アーキビストの研究や企画があり、その成果がどのように展示に生かされ、どのように展示そのものやスマホ等で見るができるようになるのか、ソフトとハードが全体でどう関係するのか、現段階の説明ではハードが中心で全体像があまりわかりません。部屋やその設計そのものはもう構造が決まってしまうっており、ここはこういう部屋になりますと言われれば、それはそうですかと言うしかありません。しかし、それぞれの空間にどういうソフトが入り込んでいくのか、それを支える人材がどうなるかなど、全体像としてどのようなイメージがあるのかという、デザインの全体像を知りたく感じました。

その全体像がいかにサステナブルで、かつ、常に新しいものを展示して、そして、ネットワークが広がっていくような交流型になるものとして想定されているのかよりクリアに説明いただければよかったかなと思っております。

以上です。

○田中座長 今の点について何かありますか。今後のソフト、運営の在り方、オンラインの活用を含めたものというのはどういう感じになりそうですか。

○坂本課長 説明資料の最後のページに、開館までのスケジュールをお示ししましたが、ハードの部分は建築、そして展示も時間がかかりますので、どうしても少し早めに検討を行わないといけないということもございまして、展示については既に基本設計を始めているということでございます。ソフトの部分との関連ももちろん念頭に置いて議論はしているわけですが、これから深掘りして検討していかなければならないと思っております。設計と運用ということで、併せて今後議論を進めていきたいと思っております。

○川島委員 博物館視察の際、説明に来た方が、箱が先にできてしまったので、後からソフトを設計しようとしてもどうにもならなかったということをおっしゃっていたのを思い出します。つまり、本来であれば、箱や型をつくる時にはソフトも一緒に並行してやるべきだったということでした。箱が先行してしまうと、ソフトを制約するということです。検討会委員で、新館では箱もソフトも同時に進めなければならないという話があったということ思い出しました。

以上でございます。

○坂本課長 ありがとうございます。

運用と申しますかソフトの検討を早く進めるべきだという御指摘と思いますので、よく肝に銘じて進めていきたいと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

私からは、先ほどの皆様の意見と一緒になのですが、基本的にはこのスペースがどのようなかというのは、運用と密接に関係すると思っております。この場所を単に、食事の

場や喫茶の場にしても仕方がないので、あわせて、例えばどのような学びの場になるか、どういったものを得られるようにするか、先ほど言ったようなセミナーとか小さなレクチャーを簡単にできるようにするなどを含めて、運用の場面については、今はとりあえず、ある程度汎用性のあることの想定しかできないと思うので、あまり自由度を下げないように、少人数のグループ、大勢の団体、いろいろな形やパターンがあるので、様々な形を想定して対応できるような展示・運用の在り方を考えていただければいいのかなと思っております。

私からは以上でございますが、最後に皆様、何か追加で御発言したい点がございましたらお願いします。

○井上委員 先ほど川島委員がおっしゃったことに関係するのですが、展示基本計画で、視点の多様性等を備えた展示が基本方針のひとつになっています。諸外国との関係で過去の戦争に関する展示の在り方についてのほか、国内についても多様性の観点を入れる余地があらうと思います。先ほど川島委員から、カナダや、アメリカの先住民に関わる展示の話がございましたけれども、2019年にアイヌ新法が成立し、また、沖縄に関しては、沖縄の置かれた特殊な事情に鑑みて様々な施策がなされているところで、アイヌ、沖縄等はきちんと展示で扱ってもいいのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。他によろしいですか。

内閣府と国立公文書館におきましては、本日の委員からの意見を踏まえて、引き続き、展示設計を進めていただければと思います。

最後に、事務局から今後の予定についてお願いいたします。

○坂本課長 冒頭申し上げましたが、本日いただいた様々な御指摘も踏まえて、今後、基本設計の検討を進め、最終的に5月に取りまとめていきたいと思っております。

あわせて、今後基本設計、実施設計と進んでいく中で、また委員の皆様方の御意見をいただきたい場が出てまいります。その際にまた改めて本検討会を開かせていただきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長 承知しました。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、これを閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

以上